

申 8 号

「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」①

本日、『土木・建築部門における一部業務の見直しについて』に関する解明交渉を行いました。主な議論は以下の通りです。鉄道輸送を設備面から支える設備職場をどうしていくか、JR 本体に技術力をどう残していくのか、職場からの議論をつくり上げましょう。

- 1. 部外からの受託工事に関する業務の集約について、集約する受託工事内容を明確にすること。**
 - ・部外財産に関わる工事や点検などを基本とする。受託工事伴い JR 設備の支障移転が付帯してくる場合などはケースごとに、支社と技セで、どちらに集約した方がより効率的に進められるかを判断することになる。
- 2. 受託工事を集約した場合に、土木技術センターにて実施する業務を明確にすること。また、支社においてグループ配置を変更する箇所と内容を明らかにすること。**
 - ・運転保安業務等（線閉申し込みや場合により線閉責任者）はこれまで通り技セで行う。
 - ・工事計画としての線閉計画や、品質管理は支社で行う。具体的には、保安打合せは技セ、施工計画書は支社で受ける。施工計画書検討会や安全パトロールでの安全面・技術面でのサポートは引き続き技セで行う。
 - ・支社の現在受託工事を担当しているテーブルに集約する。技セでは検査・修繕に関わらず、担当社員を指名することを考えている。
- 3. 土木技術センターの業務執行体制の一部変更について、現行の体制よりも効率的になる根拠を明確にすること。**
- 4. 構造物管理グループ（仮称）の組織体系を明確にすること。**
 - ・設備のメンテナンスにおける PDCA のうち、検査テーブルから工事テーブルに至る修繕計画や修繕後のトレースなど、これまで2テーブル間で役割分担が不明瞭であったため、検査と工事の間をとりもち、全体的な修繕計画を立てるグループを技セ内に新設する。
 - ・これに伴い、現在複数ある検査や工事テーブルの再編を行う可能性がある。
- 5. 建築工事計画業務の集約について、建築技術センターと支社担当課との役割分担を明確にすること。**
 - ・八王子・仙台の両支社において、施策工事について計画時の立会いや社外調整、工事計画作成について支社に集約することで、支社内関係箇所とのスムーズな調整を図る。
 - ・建築単独で行える修繕や老朽取替（塗装や屋根防水など）の計画は引き続き技セで行う。
- 6. 支社と建築技術センターの統合について、今回長野、秋田両支社を選定した根拠を明確にすること。**
 - ・施策工事や老朽取替工事などの件数や額を勘案して両支社を選定した。これら波動がある業務に対して、組織を集約する事で技術力やノウハウを強化していく。
 - ・逆に東京や横浜といった支社は、定常的に工事があること、組織としても手厚く、統合しても大きくなりすぎ、集約のメリットは無いと考えている。

次号につづく